

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		建築物に関する中間検査
根拠条例・規則名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第7条の3第4項
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 建築審査課(048-646-3242) 南部建設事務所 建築審査課(048-840-6242)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	建築基準関係規定
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	4日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		